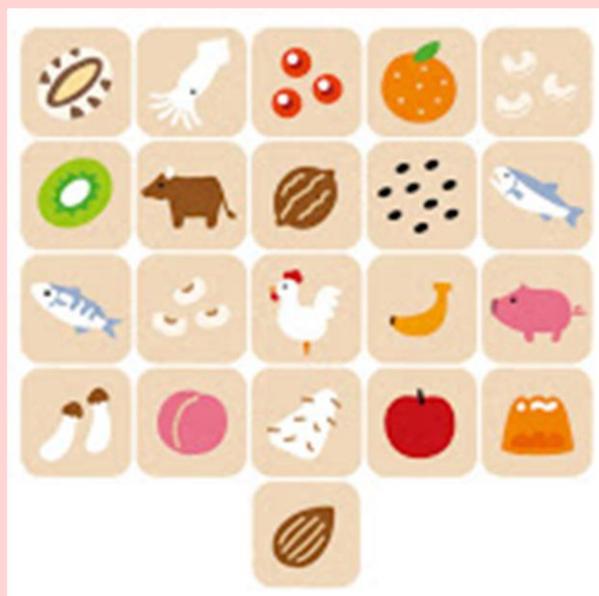


食品表示を考える市民ネットワーク 活動報告書

私たちの10年



2021年3月

目次

はじめに	1
消費者庁創設から食品表示一元化検討会までの経緯	2
食品表示を考える市民ネットワークの活動 成果と課題	4
個別課題について	
1. 加工食品の原料原産地表示制度について	6
2. 遺伝子組換え表示制度について	9
3. 食品添加物表示制度について	13
4. 機能性表示食品制度について	16
5. 製造所固有記号について	19
6. その他の課題について	21
役割を発揮しない消費者委員会	23
まとめと提言	25
参考資料	
①食品表示一元化検討会 報告書概要	27
②食品表示法・食品表示基準	28
③食品表示ネット活動歴 要望書・意見書提出一覧表	35
食品表示を考える市民ネットワーク構成団体	
報告書作成メンバー	

はじめに

食品表示は、消費者が食品を選択する際の重要な手段です。アレルギーなど安全性にも関わる問題です。

表示は、消費者の知る権利、選択の権利を確保するためのものでなくてはなりません。消費者の権利は1962年にケネディ大統領により提唱された4つの権利が最初です。

①安全である権利 ②知らされる権利 ③選択できる権利 ④意見を反映させる権利

さらに消費者教育を受ける権利が追加され、現在は、1980年に国際消費者機構が追加した「生活の基本ニーズが保障される権利」「救済を求める権利」「健康な環境を求める権利」を含め、消費者の8つの権利と呼ばれています。

しかし日本では、消費者基本法においても、これらの権利は単に尊重されると書かれているだけで、正面から権利があると明記しているのは、東京都消費生活条例しか存在しません。

食品表示を考える市民ネットワークに参加する団体及び個人は、食品の安全性や食品表示の問題に対し、関心を持ち運動を重ねてきました。

2009年に消費者庁が設置され、食品表示一元化の動きが始まるのに合わせて、2011年3月、食の安全・監視市民委員会と主婦連合会は、連名で「食品表示法案要綱案」を消費者庁長官宛に提出しました。この要綱案では、消費者の知る権利・選択の権利の確保を目的としていますが、対応した消費者庁担当者の回答は、「消費者の権利を認めた裁判例があれば、食品表示法の目的を消費者の権利確保とすることができる」との的外れのものでした。裁判は法律に基づいて行われるもので、法律の無いうちに、権利を認める判決が出るはずはありません。

2011年11月11日、私たちは食品表示を考える市民ネットワークを発足させました。その経緯と活動報告は、以下各章にまとめてあります。また課題別・テーマごとに活動報告・残された課題への提言も以下にまとめています。2013年6月に成立した食品表示法は、非常に不十分なもので、法律に基づいた食品表示基準も不十分でした。しかもその表示基準さえ、消費者庁次長通知で形骸化されました。

法制定後、加工食品の原料原産地表示・遺伝子組換え表示・食品添加物表示につき検討会が設けられましたが、その内容も不十分なものでした。

私たちの活動が10年を迎えるにあたり、これまでの活動を振り返り、さらに充実させるべき問題点を報告書にまとめることにしました。

多くの皆様に読んでいただき、今後の活動の参考にしていただけるとありがたいと考えています。

2021年3月3日

食品表示を考える市民ネットワーク代表 神山美智子

消費者庁創設から食品表示一元化検討会までの経緯

～検討会発足の背景と食品表示ネットワーク～

食品表示の一元化は消費者の長年の要求項目でした。消費者庁発足前は、厚生労働省と農林水産省が「食品の表示に関する共同会議」を設け、食品衛生法、健康増進法、日本農林規格等に関する法律（JAS法）などで規定する表示制度の整合性を図る検討を繰り返してきました。しかし消費者庁発足直前の2009年3月に「結論を得るには至らなかった」という「中間報告」をまとめ、これを契機にしばらくはたなごらしにされたのが実態です。

その一方、2008年1月の輸入冷凍ヨーザ健康被害事件以降、消費者の一元化要求は全国で高まりました。健康食品の違法照射食品混入事件、輸入メラミン汚染食品発覚、カップめん容器の有害物質“移り香問題”、こんにゃくゼリー死亡事故続発、うなぎ、鶏肉、手延べそうめんの産地や賞味期限表示の偽装事件、お米の事故米不正流通問題など、消費者庁発足直前の2008年から2009年には表示問題を含む食品問題が大噴出しました。

食卓の一大事ですが、管轄する法制度は多岐にわたっていました。表示については、食品衛生法、JAS法、薬事法（現 医薬品医療機器等法）、健康増進法、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、計量法などの法律があるものの、法の目的や違反に対する行政処分、罰則のしくみなどが異なり、管轄官庁の責任体制はバラバラでした。「賞味期限」と「品質保持期限」など、同じ意味なのに法律用語が異なることから消費者のみならず事業者すら混乱することもありました。

消費者庁は消費者・市民運動の働きかけを背景に、身近な「表示」「取引」「安全」を取り組み課題として発足しました。「表示」の分野では「食品表示の一元化」が重要課題に位置づけられ、消費者庁発足の翌2010年、国が実施する消費者政策の長期方針である「消費者基本計画」にも盛り込まれました。といっても、食品表示一元化への具体的な検討はなかなか着手されませんでした。当時消費者行政を監視する役割が期待された消費者委員会は、何度も食品表示一元化の重要性を主張し、早急な対応を図るよう「意見」も提出しました。

消費者庁の検討が遅れた理由として、厚生労働省、農林水産省などとの調整に時間がかかったこと、当時の民主党政権による担当大臣のめまぐるしい交替、特定保健用食品（トクホ）をはじめ「いわゆる健康食品」への表示対応など、喫緊の課題が浮上したことなどがあげられます。最も大きな要因は、食品関連事業者の消極的姿勢だったと考えます。

ようやく消費者庁が「食品表示に関する一元的な法体系のあり方を検討するワーキングチーム」を庁内に設置させたのは2010年4月です。ここでの検討が後の「食品表示一元化検討会」へと引き継がれます。そのワーキングチームの課題を受け取った食品表示

一元化検討会の発足は約1年半後の2011年9月。この間も、消費者委員をはじめ、消費者・市民団体から数多くの要望が消費者庁に寄せられ続けました。

2011年3月には、主婦連合会や日本消費者連盟をはじめ、消費者・市民団体が参加する「食の安全・監視市民委員会」が中心になって、縦割り行政の象徴である食品表示について、独自に食品表示一元化法案を作成し、市民・消費者が求める食品表示制度の概要を提案しました。

さらに2011年11月、消費者・市民団体は、74団体の協賛で当時の消費者庁長官を招いたシンポジウムを東京で開催し、改めて消費者が求める食品表示法の概要を提起しました。

その同じ日に、食品表示を考える市民ネットワークが神山美智子弁護士を代表に発足しました。以降、当ネットワークは、消費者庁の食品表示一元化検討会の議論を監視しながら、消費者が望む表示について、多くの意見の提起、集会の開催、調査の実施、メディア懇談会などを開催していくことになりました。



2011.11.11公開シンポジウム「消費者が考える食品表示の一元化」



当時消費者庁長官の福嶋浩彦さん

食品表示を考える市民ネットワークの活動と成果・課題

「食品表示を考える市民ネットワーク(以下、食品表示ネット)」は、2011年11月に開催された公開シンポジウム「消費者が考える食品表示一元化」を機に、広く消費者の意見を集め、消費者が望む食品表示法を実現しようと消費者団体、市民団体、生協、専門家等が中心となって結成されました。

消費者の権利(安全を求める、知る、選ぶ、意見を反映させる)を保障する食品表示のあり方を考え、その実現をめざして、運営委員会での協議、意見書・要望書の提出、意見交換会への参加、シンポジウムや院内学習会、メディア懇談会の開催、消費者庁との意見交換会、審議会や検討会の傍聴、パブリックコメントの提出、検討会消費者委員との懇談、国会議員との意見交換など、多様な活動に取り組んできました。

【具体的には】

- *2011年9月から2012年8月に消費者庁主催で計12回開催された「食品表示一元化検討会」へ、食品表示一元化検討会委員でもある食品表示ネットのメンバー、を通して意見書を提出。
- *2011年11月、公開シンポジウム「消費者が考える食品表示の一元化 ～生産者と消費者をつなぎ、消費者の知る権利・選ぶ権利の確保を～」を開催。基調報告は当時の消費者庁長官・福嶋浩彦氏の「食品表示一元化に向けた消費者庁の取り組み」。
- *食品表示一元化検討会が主催する中間論点整理意見交換会で意見を表明。
- *衆・参両国会議員へのロビー活動、市民、メディアに向けた定期的な学習会や懇談会の開催、食品表示に関する情報の発信。
- *食品表示法成立時に付帯決議市民案を衆・参両議院の「消費者問題に関する特別委員会」に提案。
- *食品表示法成立(2013年6月28日に公布)後も食品表示制度改正に向けて、政府、消費者委員会食品表示部会等へ、意見書・要望書を提出や意見交換会等を実施。
- *消費者委員会食品表示部会委員である食品表示ネットのメンバーを通して市民案を提案。
- *食品表示一元化検討会で残された3つの課題、加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え表示、食品添加物表示に関する検討会へ意見書を提出。検討会委員と個別に意見交換を実施。
- *実績として、意見書の提出48、シンポジウム・学習会の開催8回、メディア懇談会の開催17回、小冊子の発行監修。
- *月1回程度のミーティングを定期的に行う。
- *詳細は35～40ページに掲載の食品表示ネット活動一覧を参照。

【活動の成果として】

- *「食品表示」をテーマに消費者団体、市民団体、生協、専門家等が集まり、知識の蓄積及び情報の共有、情報発信を継続していったことにより、メディアにも注目されました。
- *多くの市民団体との交流で、消費者としての食品表示のあり方について、その基本を学習し、幅広い意見を集約することができました。
- *より多くの消費者へ問題点を周知することができました。そのことは今後の市場リサーチ・チェック活動へ活かすことができます。
- *食品表示法の基本理念に「消費者の権利」を明記することができました。
- *食品表示法付帯決議市民案を衆・参両議院の消費者問題に関する特別委員会に提案し、付帯決議に反映させることができました。その結果、残された3つの検討課題として、加工食品の原料原産地表示、遺伝子組換え表示、食品添加物表示の検討会につながりました。
- *課題を残しつつも加工食品の原料原産地表示について、重量割合上位1位の原材料の原産地を義務表示の対象とすることができました。

【課題として】

- *加工食品の原料原産地表示、遺伝子組換え表示、食品添加物表示は市民案の実現に向けて、また、今後登場してくるゲノム編集食品・添加物の表示についても関心をもち続ける必要があります。
- *2013年5月、6月に提出した食品表示法付帯決議市民案に記したことは、今後も食品表示を考える上での基になるものと思われます。
- *全ての食品の安全と表示に関わるトレーサビリティ法制度の確立は喫緊の重要課題です。外食・インスタ加工品の原料原産地表示の実現も望まれます。
- *検討会等に「消費者代表」として参加した委員たちの意見は必ずしも一致せず、消費者としての力となりえませんでした。検討会等の傍聴は常に事業者の参加が多く、ペーパーレスは消費者参加にとっては不利に、事業者には有利に影響したと思われます。
- *パブリックコメントにも常に対応しましたが、それを参考、課題とし審議の遡上にのったのかどうかも不明です。単に意見を聞きましたとするポーズで、統計上処理で済ませたようにしか思えません。
- *多くの消費者運動の先駆者たちが消費者庁の創設に尽力しました。その期待に沿った官庁としての役割を果たすよう切に願います。
- *一方、多くの会員の声を包括反映して活動する生活協同組合等の活動、個々の消費者の購買活動に期待します。